ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　副次発射周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　測定する周波数が30MHz以上710MHz以下及び900MHzを超え１GHz以下の場合は、100kHz
測定する周波数が710MHzを超え900MHz以下及び１GHzを超え５GHz以下の場合は、１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル

［３～６　略］

八　送信時間制御

［１　略］

２　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　試験周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　一の無線チャネルの占有周波数帯幅以上
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　設備規則に規定する許容値の２倍程度
検波モード　ポジティブピーク
トリガ条件　レベル立ち上がり

［３～６　略］

九　キャリアセンス機能

［１　略］

２　測定器の条件

⑴　キャリアセンスの基本動作

ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

試験周波数　試験機器の送信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　(ｱ)　空中線電力20mW以下の無線設備の場合
試験機器の受信入力端子において－80dBm
(ｲ)　空中線電力20mW超えの無線設備の場合
試験機器の受信入力端子において空中線電力が20mWを超えた分（dB単位）を－80dBmから減じた値

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　副次発射周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　測定する周波数が30MHz以上710MHz以下及び945MHzを超え１GHz以下の場合は、100kHz
測定する周波数が710MHzを超え945MHz以下及び１GHzを超え５GHz以下の場合は、１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル

［３～６　同左］

八　送信時間制御

［１　同左］

２　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　試験周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　設備規則に規定する許容値の２倍程度
検波モード　ポジティブピーク
トリガ条件　レベル立ち上がり

［３～６　同左］

九　キャリアセンス機能

［１　同左］

２　測定器の条件

⑴　キャリアセンスの基本動作

ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

試験周波数　試験機器の送信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　受信入力端子で－75dBm